

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	被保険者証の交付		
根 拠 法 令 名	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）(条項)第 2 6 条第 1 項		
基 準 法 令 名			
所 管 部 署	健康保険部	介護保険課	資格給付係
標 準 処 理 期 間	即日（窓口交付の場合）日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>< 参考 ></p> <p>【根拠法令】</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>（被保険者証の交付）</p> <p>第 2 6 条 市町村は、第 1 号被保険者並びに第 2 号被保険者（法第 9 条第 2 号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち法第 2 7 条第 1 項又は第 3 2 条第 1 項の規定による申請を行ったもの及び法第 1 2 条第 3 項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第 1 号による被保険者証を交付しなければならない。</p> <p>【参考法令】</p> <p>介護保険法</p> <p>（被保険者）</p> <p>第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。</p> <p>芹 市町村の区域内に住所を有する 6 5 歳以上の者（以下「第 1 号被保険者」という。）</p> <p>棚 市町村の区域内に住所を有する 4 0 歳以上 6 5 歳未満の医療保険加入者（以下「第 2 号被保険者」という。）</p>			

(資格取得の時期)

第10条 前条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日から、その資格を取得する。

芹 当該市町村の区域内に住所を有する医療保険加入者が40歳に達したとき。

棚 40歳以上65歳未満の医療保険加入者又は65歳以上の者が当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき。

満 当該市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の者が医療保険加入者となったとき。

薫 当該市町村の区域内に住所を有する者(医療保険加入者を除く。)が65歳に達したとき。

(届出等)

第12条 1～2 略

3 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

4～5 略

(要介護認定)

第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

2～12 略

(要支援認定)

第32条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。